

本県における景観形成の取り組み状況（令和2年7月）

◎景観行政団体（計20市町：11市9町）

市町名	今後の景観施策の基本的方向性	景観行政 団体移行	景観計画策定
松山市	松山城の眺望を保全するとともに、松山城周辺において市の中心市街地にふさわしい地域の歴史を活かした気品・統一感のある街並み景観を創出する。 また、市民主体の良好な景観形成を推進するため、各地域の機運の高まりに合わせた支援を行いつつ、景観計画を適用する区域を順次拡大していくことで、地域特性を活かした景観まちづくりを実現する。	H16. 12. 17	H22. 3. 30 (変更H30. 4. 20)
大洲市	まずは、全市的な方針を示すと共に、大洲の歴史を代表する「肱南地区」を中心に計画区域を指定し、その「町並み」や「河川景観」「大洲城の眺望景観」の保全等を「景観計画」の中で具体的に整理し、その後、長浜地区の港町の景観、肱川・河辺地区の山村風景の担保等の検討を行い、必要に応じて、景観計画区域の追加、変更を行っていききたい。	H17. 5. 2	H21. 3. 31
今治市	「未来へつなぐ夢海道 一山からまちへ、まちから海へ、きらめく風景海道づくり」の基本理念に基づき、今治市がもつ「豊かな自然景観」、「歴史・文化景観」、「人と自然の共生景観」、「新たな景観」、「活気ある産業景観」、それぞれの保全、再生、創造に取り組むとともに、ハードだけでなく、人々の心をつなぐ景観まちづくりを推進し、今治らしい景観を次世代へ継承していく。	H17. 10. 17	H23. 9. 30
宇和島市	水荷浦地区における段畑石積みやリアス式海岸の保全を図るとともに、辰の川沿いの寺町界隈における現風景の維持を行う等、新市の各地域の特性を活かしたまちづくりを推進する。	H17. 10. 17	H19. 4. 2
八幡浜市	保内町川之石地区に点在する「明治の町並み」の保全・保存や周辺の美しい町並み形成を図るとともに、旧八幡浜市については、平成14年度に作成した「八幡浜港振興ビジョン」に沿って、港周辺から中心市街地までの回遊性のある一体的な町並み整備を推進する。	H17. 10. 17	H23. 9. 29
新居浜市	300年にわたる近代化産業発展の歴史を市の个性的地域資源と認識し、世界に誇れる近代化産業遺産の保存及び活用に努め、周辺環境との調和を図った、近代化産業ロマンの息づくまちづくりを進める。	H17. 10. 17	R2. 7. 1
西条市	恵まれた自然環境を守り育て、歴史や文化、都市のまちなみ、これら要素の異なる景観の調和を図り、本市が目指す将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、西条らしい景観まちづくりを進める。	H17. 10. 17	H30. 3. 16
伊予市	多彩で豊かな自然を保全しつつ、その財産を活かした景観の形成をどのように図るべきかを検討し、多様な地域が共生する分散型のまちづくりを進める。	H17. 10. 17	H24. 12. 21
四国中央市	地域固有の自然・歴史・文化資産などが調和した美しい街並みの創出と保全に努め、市民が心豊かに暮らすことができるように、景観に配慮した都市づくりを進める。	H17. 10. 17	H29. 4. 1
西予市	豊かな自然と歴史・文化を守り、市民と共に育む西予市らしい景観まちづくりを目指す。 重要伝統的建造物群保存地区に選定された卯之町の町並みを中心とした区域を景観モデル地区として先行策定し、景観計画の市民への周知及び他の景観・物件への波及、拡大を図る。	H17. 10. 17	H27. 8. 20 (変更H30. 12. 19)
東温市	豊かな自然、田園環境と都市的活動との調和のとれた景観まちづくりを進めるため、景観計画及び条例により建築物のコントロールを図る。 初期の景観計画及び条例においては、具体的・定量的な規制には踏み込まず、抽象的・努力義務的な規制を広範囲に適用し、より多くの市民や事業者に対し、景観に配慮する責務を周知啓蒙することを目標とする。	H17. 10. 17	H27. 3. 20
上島町	海、空、美しい島並みや、身近な生活風景を地域の宝物として保全するとともに、新しい風景を創造するために、町民の意識や価値観の向上を図りながら、まちづくりを進めていく。	H17. 10. 17	H20. 10. 1
松前町	町の特色を生かした良好な景観の形成を促進するため、美しく調和のある街並みの形成、潤いある豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。	H17. 10. 17	
内子町	地域の景観特性を把握し景観タイプごとに目標像、景観形成方針をたて、「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展する景観まちづくり」を展開する。	H17. 10. 17	H20. 9. 16
伊方町	佐田岬半島の自然景観を活かしつつ、半島に点在する歴史的な景観を守りながら、現在計画が進行中の風力発電などの新しい施策との融合を図る。	H17. 10. 17	R2. 3. 6

市町名	今後の景観施策の基本的方向性	景観行政 団体移行	景観計画策定
愛南町	「外泊地区の石垣」や「僧都・山出地区の棚田」等の景観整備、保全を行っていくために、地域住民との対話を重要視しながら景観施策を体系化していく。	H18.10.2	H26.3.31
久万高原町	みどり豊かな環境や優れた景観を保存し創造していくために、景観形成に係る特性や課題を整理し、今後の町づくりにどのように取り組むか検討し、町総合計画と関連させながら「景観まちづくり」を具体的に策定する。また、住民の参画・協働により、地域の特性を生かしたまちづくりを推進したい。	H18.10.2	R1.7.18
砥部町	平成17年1月1日に砥部町と広田村が合併し、新砥部町が誕生したことを契機に、砥部町の国道33号379号を「砥部陶街道」と名付け、その沿線に点在する自然・歴史・文化・砥部焼に関する53ポイントを結ぶ「砥部の里めぐり 陶街道五十三次」事業を核とする景観整備をすすめ地域の活性化を図る。	H18.10.10	R2.9.8
松野町	森の国と称される「森林景観」や「田園景観」、伊予と土佐の交易で発達した「街道の景観」や「文化的景観」など、今ある景観を客観的に把握し、その景観を住民共通の財産であることを認識する施策を展開する。さらにはニーズに応じた新しい景観を創造しながら、次世代につながる快適な環境を備えたまちづくりを進めるため、住民、事業者、行政が連携しながら取り組む仕組みを構築する。	H23.5.10	H27.3.31
鬼北町	四万十川最大支流「広見川」が流れる町として、清らかな川の流れ、のどかな田園風景、史跡を残す山々など「自然景観」の保全・整備を基本に景観まちづくを推進する。	H23.5.10	H30.12.5